



愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年9月2日月曜日 第2500号外1

◇ 目 次 ◇
告 示

| | |
|---------------------|----------------|
| 保安林の皆伐面積の限度の公表..... | (森林整備課)..... 1 |
| 公 告 | |
| 技能検定の実施(後期)..... | (労政雇用課)..... 3 |

告 示

○愛媛県告示第1000号

森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定による皆伐面積の限度は、次のとおりとする。

平成25年9月2日

愛媛県知事 中村時広

| 単位区域 | 保 安 林 の 種 類 | 面 積 (ヘクタール) | 区 域 内 市 町 |
|---------|-------------------|----------------|---|
| 銅 山 川 | 水 源 か ん 養 保 安 林 | 565.75 | 四国中央市(金沙町平野山、富郷町寒川山及び金沙町小川山並びに富郷町豊坂及び富郷町津根山の各一部に限る。)、四国中央市新宮町、新居浜市(別子山に限る。) |
| | 土 砂 流 出 防 備 保 安 林 | 21.50 | |
| 金生川～加茂川 | 水 源 か ん 養 保 安 林 | 312.88 | 新居浜市(別子山を除く。)、西条市(明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、小松町、丹原町を除く。)、西条市小松町(石鎚(字大成、字有川及び字黒河並びに字諭訪、字戸石及び字横峰の各一部に限る。)に限る。)、四国中央市(金沙町平野山、富郷町寒川山及び金沙町小川山並びに富郷町豊坂及び富郷町津根山の各一部を除く。)、四国中央市土居町 |
| | 土 砂 流 出 防 備 保 安 林 | 837.54 | |
| 中 山 川 | 水 源 か ん 養 保 安 林 | 208.36 | 西条市(明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田に限る。)、西条市小松町(石鎚(字大成、字有川及び字黒河並びに字諭訪、字戸石及び字横峰の各一部を除く。)を除く。)、西条市丹原町(閑屋及び田滝の各一部を除く。)、東温市(滑川及び明河並びに河之内の一部に限る。) |
| | 土 砂 流 出 防 備 保 安 林 | 272.72 | |
| 今 治 地 区 | 水 源 か ん 養 保 安 林 | 59.44 | 今治市(吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前大下、関前岡村、関前小大下を除く。)、松山市(安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原、中島粟井、宇和間、中島大浦、小浜、上忍和、熊田、神浦、津和地、長師、餽、野忽那、畠里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木を除く。)、伊予市(中山町、双海町を除く。)、西条市丹原町(閑屋及び田滝の各一部に限る。)、東温市(滑川及び明河並びに河之内の一部を除く。)、伊予郡砥部町(満穂、玉谷、中野川、高市、総津、多居谷、仙波を除く。) |
| | 土 砂 流 出 防 備 保 安 林 | 371.56 | |
| 重 信 川 | 水 源 か ん 養 保 安 林 | 255.96 | 松山市(安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原、中島粟井、宇和間、中島大浦、小浜、上忍和、熊田、神浦、津和地、長師、餽、野忽那、畠里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木を除く。)、伊予市(中山町、双海町を除く。)、西条市丹原町(閑屋及び田滝の各一部に限る。)、東温市(滑川及び明河並びに河之内の一部を除く。)、伊予郡砥部町(満穂、玉谷、中野川、高市、総津、多居谷、仙波を除く。) |
| | 土 砂 流 出 防 備 保 安 林 | 633.45 | |
| 小 田 川 | 水 源 か ん 養 保 安 林 | 21.18 | 喜多郡内子町(本川、上川、立石、南山、寺村、小田、日野川、大平、吉野川、中田渡、上田渡、臼杵、中川(一部を除く。)に限る。)、伊予郡砥部町(満穂、玉谷、中野川、高市、総津、多居谷、仙波に限る。)、伊予市中山町、双海町 |
| | 土 砂 流 出 防 備 保 安 林 | 73.70 | |
| 肱 川 | 水 源 か ん 養 保 安 林 | 813.25 | 大洲市、喜多郡内子町(本川、上川、立石、南山、寺村、小田、日野川、大平、吉野川、中田渡、上田渡、臼杵、中川を除く。)、西予市宇和町(郷内、西山田及び山田の各一部を除く。)、野村町(大野ヶ原の一部を除く。)、城川町 |
| | 土 砂 流 出 防 備 保 安 林 | 97.71 | |
| 八幡浜地区 | 水 源 か ん 養 保 安 林 | 14.52 | 八幡浜市、西宇和郡伊方町、西予市三瓶町、明浜町、宇和町(郷内、西山田及び山田の各一部に限る。) |
| | 土 砂 流 出 防 備 保 安 林 | 54.35 | |

| | | | |
|----------|-----------|--------|---|
| 宇和島地区 | 水源かん養保安林 | 631.38 | 宇和島市(三間町及び野川の一部を除く。)、南宇和郡愛南町 |
| | 土砂流出防備保安林 | 122.68 | |
| 吉海宮窪地区 | 土砂流出防備保安林 | 18.08 | 今治市吉海町、宮窪町 |
| 伯方地区 | 土砂流出防備保安林 | 19.81 | 今治市伯方町 |
| 弓削地区 | 土砂流出防備保安林 | 3.10 | 越智郡上島町(生名、岩城、魚島を除く。) |
| 上浦大三島地区 | 土砂流出防備保安林 | 39.20 | 今治市上浦町、大三島町 |
| 中島地区 | 土砂流出防備保安林 | 2.28 | 松山市(中島粟井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畠里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木に限る。) |
| 四万十川 | 水源かん養保安林 | 539.18 | 宇和島市(三間町及び野川の一部に限る。)、北宇和郡鬼北町、松野町 |
| | 土砂流出防備保安林 | 42.52 | |
| 仁淀川上流 | 水源かん養保安林 | 968.00 | 上浮穴郡久万高原町、喜多郡内子町(中川の一部に限る。)、西予市野村町(大野ヶ原の一部に限る。) |
| | 土砂流出防備保安林 | 48.72 | |
| 東予 | 干害防備保安林 | 19.10 | 四国中央市(上柏町、下柏町、村松町、三島朝日一丁目、三島朝日二丁目、三島朝日三丁目、三島紙屋町、三島宮川一丁目、三島宮川二丁目、三島宮川三丁目、三島宮川四丁目、三島中央一丁目、三島中央二丁目、三島中央三丁目、三島中央四丁目、三島中央五丁目、三島金子一丁目、三島金子二丁目、三島金子三丁目、中曾根町、中之庄町、真定町、寒川町、豊岡町大町、豊岡町豊田、豊岡町長田、豊岡町五良野、豊岡町岡銅、富郷町寒川山、富郷町豊坂、富郷町津根山、金砂町小川山、金砂町平野山に限る。)、新居浜市、西条市(明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町に限る。) |
| 中予 | 干害防備保安林 | 4.14 | 松山市(安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。) |
| 南予 | 干害防備保安林 | 20.04 | 八幡浜市、北宇和郡鬼北町、南宇和郡愛南町(正木、増田、小山、中川、広見、満倉、上大道、一本松に限る。) |
| 東予 | 保健保安林 | 17.94 | 新居浜市、西条市(明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町を除く。) |
| 今治地区 | 保健保安林 | 29.34 | 松山市(安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原、中島粟井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畠里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木を除く。)、今治市玉川町、波方町 |
| 中予 | 保健保安林 | 11.84 | 松山市(安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原、中島粟井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畠里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木を除く。)、東温市(上村、牛渕、上林、北野田、志津川、下林、田窪、西岡、野田一丁目、野田二丁目、野田三丁目、樋口、南野田、見奈良、山之内、横河原に限る。)、上浮穴郡久万高原町(東明神、西明神、入野、久万、上野尻、下野尻、菅生、上畠野川、下畠野川、直瀬、露峰、二名、父野川、柳井川、中津、西谷に限る。)、喜多郡内子町(中川の一部に限る。) |
| 八幡浜～肱川 | 保健保安林 | 21.12 | 八幡浜市保内町、西予市三瓶町、野村町、城川町 |
| 宇和島～四万十川 | 保健保安林 | 3.78 | 宇和島市(吉田町、三間町、津島町を除く。)、北宇和郡松野町 |
| 弓削地区 | 保健保安林 | 3.10 | 越智郡上島町(生名、岩城、魚島を除く。) |

注 銅山川、金生川～加茂川、中山川、今治地区、重信川、仁淀川上流、肱川、宇和島地区及び四万十川には、国有林を含む。

公 告

○公 告

技能検定の実施について

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、後期技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成25年9月2日

愛媛県知事 中村時広

1 実施職種及び等級の区分

技能検定は、次の表の左欄に掲げる職種について、同表の右欄に掲げる等級に区分して実施する。

| 職 | 種 | 等級 |
|--|---|----------|
| 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造 | | 特級 |
| 工場板金（数値制御タレットパンチプレス板金に係るものに限る。）、機械検査、機械保全、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製に係るものに限る。）、和裁、プラスチック成形（射出成形に係る実技試験に限る。）、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、菓子製造、水産練り製品製造、酒造、建築大工、かわらぶき、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、カーテンウォール施工、ガラス施工、機械・プラント製図、電気製図、金属材料試験（組織試験に係るものに限る。）及び塗装 | | 1級及び2級 |
| 製麺、樹脂接着剤注入施工及びバルコニー施工 | | 等級を区分しない |
| 造園、機械加工、機械検査、電気機器組立て、冷凍空気調和機器施工、和裁、建築大工、配管、機械・プラント製図及び電気製図 | | 3級 |

2 試験の方法

実技試験及び学科試験

3 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

ア 実技試験

平成25年12月4日（水）から平成26年2月16日（日）までの間において、愛媛県職業能力開発協会が指定する日

イ 学科試験

実施職種ごとに、次の表のとおりとする。

| 職 | 種 | 等級 | 実施期日 |
|---|--------|----------|---------------|
| 機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製に係るものに限る。）、菓子製造、配管、型枠施工、ガラス施工及び金属材料試験（組織試験に係るものに限る。） | 1級及び2級 | | 平成26年1月26日(日) |
| 電気機器組立て及び配管 | 3級 | | |
| 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造 | 特級 | | |
| 工場板金（数値制御タレットパンチプレス板金に係るものに限る。）、自動販売機調整、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、水産練り製品製造、酒造、コンクリート圧送施工、防水施工、カーテンウォール施工及び機械・プラント製図 | 1級及び2級 | | 平成26年2月2日(日) |
| 製麺及びバルコニー施工 | | 等級を区分しない | |
| 造園、機械加工、冷凍空気調和機器施工及び機械・プラント製図 | 3級 | | |
| 機械保全、半導体製品製造、空気圧装置組立て、和裁、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、電気製図及び塗装 | 1級及び2級 | | 平成26年2月9日(日) |
| 樹脂接着剤注入施工 | | 等級を区分しない | |
| 機械検査、和裁、建築大工及び電気製図 | 3級 | | |

(2) 実施場所

愛媛県職業能力開発協会が指定する場所

4 技能検定受検申請書の提出期間

平成25年10月7日（月）から18日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

5 技能検定受検申請書の請求先及び提出先

松山市久米窪田町487の2 愛媛県産業技術研究所管理棟2階
愛媛県職業能力開発協会